

## 平成 28 年度第 5 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 28 年 (2016 年) 9 月 15 日 (木) 13:30 ~ 15:45

2 場 所 長野県庁 西庁舎 301 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 中央新幹線計画に係る発生土仮置き場に関する報告について

(2) その他

4 出席委員 (五十音順、敬称略)

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

亀 山 章

陸 齊

佐 藤 利 幸

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者)

野見山 哲 生

5 欠席委員 (五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫

中 村 雅 彦

山 室 真 澄

事務局  
寒河江  
(県環境政策課)

ただいまから、平成28年度第5回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。  
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。梅崎委員、中村雅彦委員、山室委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。

では早速議事に入らせていただきますので、進行に御協力をお願いいたします。

初めに本日の会議の進行予定や資料の確認等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
仙波  
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願いいたします。  
事務局から本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、議事(1)の「中央新幹線計画に係る発生土仮置き場に関する報告」について、事業者から説明いただいた後、御議論をお願いして、概ね15時30分には会議を終了する予定としております。

次に、本日の会議資料ですが、次第に記載のとおり、お手元に資料1を配布させていただきます。資料1は、大鹿村内発生土仮置き場における環境の調査・影響検討の結果の概要をまとめたものです。

ここで、若干説明させていただきますと、リニア中央新幹線準備書に対する知事意見として「発生土置き場(仮置き場も含む。)の計画が具体的に決まった時点で、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表するとともに、県に報告し、必要な助言を求めること。」を述べており、今回はこの助言の内容を検討するために審議をお願いするものです。

なお、委員の皆さんには、ファイル綴で「大鹿村発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果」の本編、資料編及び資料編(非公開版)を配布させていただきます。非公開版は希少動植物の具体的な生息場所等が記載されている資料ですので、取扱いには御留意くださるようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

では、早速議事1「中央新幹線計画に係る発生土仮置き場に関する報告について」に入らせていただきます。

事業者の皆様方におかれましては、御多忙の中ご出席くださりましてありがとうございます。では早速ですが、資料1について説明をお願いいたします。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

まず本書の構成について御説明いたします。

基本的には平成26年8月に作成した中央新幹線の環境影響評価書と同様の構成になっており、本編、資料編、非公開版の3冊構成となっています。本編については7章の構成になっており、資料編については、本編の検討に用いた根拠資料や補足資料を掲載

しております。非公開版については、希少動植物の調査結果を掲載しております。

本書の概要ですが、中央新幹線の事業につきまして、全国新幹線鉄道整備法の建設の指示以降、環境影響評価を実施し、平成26年8月に中央新幹線東京都～名古屋市間環境影響評価書を取りまとめました。

その後、評価書で実施することとしていました、トンネル工事に伴う発生土について、環境保全措置としてストックヤードの確保に努め、トンネル掘削土が多く発生する時は、一時的に仮置き場に仮置きを行い、発生土置き場へ向かう運搬車両台数を調整することを検討してまいりました。その結果、平成28年9月の時点で大鹿村内では3ヶ所の発生土仮置き場の計画が具体的となりました。本書では評価書において、発生土置き場等を新たに今後当社が計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後、環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施する、としたことを受け、大鹿村内で計画が具体的となった発生土置き場について、調査及び影響検討を行った結果を整理したものです。

なお、環境保全措置の具体的な内容については、今後工区ごとの環境保全計画と合わせて工事着手までの間に報告・公表していく予定です

続きまして、工事位置の説明になります。図面中央がリニアの計画路線です。枝分かれしている細い点線が4ヶ所ございまして、この点線の先にある赤い丸が非常口になります。トンネルは4ヶ所の非常口から掘削していきます。仮置きした発生土は最終的には大鹿村外に運搬する計画ですが、村外と結ぶ道路の県道松川インター大鹿線の道路改良工事が終わってから搬出する予定です。仮置き場の候補地は図に8ヶ所ある青い丸を予定しております。

今回御説明する仮置き場は、計画地A、B、Eの3ヶ所になります。計画地AとBについては4ヶ所の非常口のうち、図の右の2ヶ所の非常口から発生する発生土を仮置きいたします。計画地Eについては図の左から2番目の非常口から発生する発生土を仮置きします。発生土運搬の運行ルートは、計画地Bのみ図に示す赤い線の箇所を予定しています。

続きまして、各計画地の概要を御説明いたします。まずは計画地Aについて、現況は過去に他のトンネル工事で造成した箇所です、その上に仮置きを行います。面積等は資料1のNo.5に示してあるとおりとなります。工事完了後については、仮置き場のため土砂搬出の後に現状に回復する予定です。ただし、計画地Aについては本置き場へ土砂を搬出した後でも、発生集中交通量削減のためのストックヤードとして、トンネル掘削工事期間中も継続使用する予定です。

続きまして計画地Bについて、現況は農地等で土地利用されている箇所ですが、この上に仮置きを行います。面積等は資料1のNo.6にあるとおりです。こちらも工事完了後は土砂搬出後、現状に回復し終了する予定です。

続きまして計画地Eについてですが、こちらも現況は農地等で土地利用されており、この上に仮置きします。面積等については資料1のNo.7にあるとおりとなります。こちらについては、土砂を搬出した後に土地の造成を行い、変電施設を設置する予定です。

続きまして計画地Bの詳細について御説明いたします。No.8の図の左上の①とある道路の左側の先に非常口があります。搬出された土については①の左側から①、②と通って、盛土箇所に運行する予定です。続きまして③、④と通行する予定です。現況は農地等で土地利用している箇所になります。

続きまして、工事工程について御説明いたします。工事の工程については、現段階では資料1のNo.10の下の図のとおりと考えております。ただし実際の工事着手については、現在工事説明会を実施しておりまして、その状況を踏まえて進めて参ります。仮置き期間は目安として1～2年程度を想定しております。

次に運行車両の計画について、計画地Bへの車両の運行ルートにおける車両の運行台数は資料1のNo.11の表のとおりです。最大で月に3,000台を想定しており、本表においては発生土仮置き場計画地Bにおける作業開始時期を、1年目開始時期として表記しております。

次に調査及び影響検討の項目になります。検討項目については大気質～温室効果ガスまでの項目になります。それぞれについて、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両、発生土仮置き場の設置について No. 12 の表の中に示す計画地で検討を行いました。建設機械の稼働については計画地の E については評価書における鉄道施設（変電施設）の地点であり、変電施設の工事実施時が最大となるため、今回改めて検討はしてありません。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行について、計画地 A 及び E は山岳部の非常口の隣接地であることから、検討対象としていません。

次に大気質・騒音・振動の検討地について御説明いたします。建設機械の稼働については No. 13 の図に示す 2 地点を検討しております。

次に資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の検討地点としては、No. 14 の図に示す 01 の地点を考えております。

建設機械の稼働の検討結果について、二酸化窒素については No. 15 左側の表にあるとおり、基準値である日平均値年間 98% の値に換算した値として 0.011ppm です。また浮遊粒子状物質についても基準値に換算して 0.033mg/m<sup>3</sup> です。粉塵等につきましては、月あたり 0.14 t/km<sup>2</sup>/月です。

続きまして、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の検討結果として、二酸化窒素 0.010ppm、浮遊粒子状物質については 0.033 mg/m<sup>3</sup>、粉じん等については 1.4t/km<sup>2</sup>/月になります。それぞれ環境基準等の整合が図られていることを確認いたしました。

次に大気質の主な環境保全措置について、建設機械の稼働については排出ガス対策型建設機械の採用のほか、No. 17 の表の項目について実施してまいります。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行については、車両の点検及び整備における性能の維持のほか、No. 18 の表の項目の保全措置について実施してまいります。

続きまして騒音の検討結果です。建設機械の稼働については、検討の最大値で 73 dB でした。また資材及び機械の運搬に用いる車両の運行では、現況値が 39 dB、寄与分が 21.3 dB、検討値が 60 dB でした。それぞれ基準等との整合が図られていることを確認いたしました。

騒音に関する環境保全措置について、建設機械の稼働については低騒音型建設機械の採用のほか、No. 19 のとおり環境保全措置を実施してまいります。車両の運行については車両の点検及び整備による性能維持のほか、No. 19 表の下の項目のとおり環境保全措置を実施してまいります。

振動の検討結果については、建設機械の稼働については検討値で 64 dB でした。また、車両の運行については最大値で 34 dB であり、それぞれ環境基準等との整合が図られていることを確認いたしました。

振動に関する主な環境保全措置については、建設機械の稼働については低振動型建設機械の採用のほか、No. 21 の項目のとおり環境保全措置を実施してまいります。車両の運行については、車両の点検及び整備による性能維持のほか、No. 21 のとおり環境保全措置を実施してまいります。

水質については、水の濁りの影響について配慮事項を明らかにすることにより、定性的に検討を行いました。工事排水の適切な処理等の環境保全措置を実施することにより、水の濁りに係る環境影響の回避、又は低減が図られていると評価しました。

主な環境保全措置としては、工事排水の適切な処理のほか、No. 22 の項目のとおり環境保全措置を実施してまいります。

次に重要な地形及び地質ですが、事業の実施に伴う重要な地形及び地質への影響を明らかにすることにより、定性的に検討を行いました。

発生土仮置き場計画地 E の検討地域には、重要な地形である「上蔵地域」の一部が改変の可能性のある範囲に存在しますが、本計画地は段丘に改変を与えるものではないことから、重要な地形及び地質への影響は回避されていると評価いたしました。

土地の安定性につきましては、発生土仮置き場計画地 A については、既設盛土の上に盛土を行うことから、安定解析により土地の安定性を確認いたしました。発生土仮置き場 B 及び E については、法面の勾配を基準に従った勾配とすることにより、土地の安定

性を確認いたしました。

主な環境保全措置としては、適切な構造及び工法の採用のほか、No. 24 の項目のとおり実施してまいります。

続きまして文化財の検討結果ですが、文化財については土地の改変区域と、文化財の分布状況の重ね合わせにより定性的に検討を行いました。土地の改変の可能性のある範囲内に文化財は存在しないことから、文化財に係る環境影響の回避が図られていることを確認しました。

次に動物・植物・生態系についてですが、重要な動物・植物、重要な群落への影響は、生息・生育環境に変化は生じない、もしくは生息・生育環境に生じる影響の程度はわずかであることから、一部に留まると検討しました。

一部の重要な植物種（サナギイチゴ・カワラニガナ・イブキキンモウゴケ・イチョウウキゴケ）については、生育環境の一部が保全されない可能性があるものの、環境保全措置を実施することにより、影響は小さいことを確認しました。

生態系については評価書における事業に、発生土仮置き場の事業の実施を付け加える手法で検討しました。

動物・植物・生態系の主な環境保全措置については、工事に伴う改変区域をできる限り小さくするほか、No. 27 の項目のとおり実施いたします。また、大鹿地域の事業全体に対する生態系に係る主な環境保全措置として、小動物等の移動経路の確保ほか、No. 27 の下のカッコ書き以下のとおり、環境保全措置を実施してまいります。

次に事後調査ですが、一部の環境保全措置の効果には不確実性があることから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。

一つ目が照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況調査、二つ目が移植・播種した植物の生育状況の調査です。カッコ書き以下については、大鹿地域の事業全体に対する生態系に係る事後調査として、これまで評価書でも挙げていた、動物の移動経路の利用状況調査、猛禽類の生息状況調査を行なってまいります。

次に景観の検討結果になりますが、主要な眺望点及び日常的な視点場並びに景観資源の改変はないことを確認しました。

主要な眺望景観、日常的な視点場からの景観の変化としまして、変化の程度を定性的に検討しました。県道 253 号（赤石岳公園線）の主要な眺望点である日向休からは、発生土仮置き場の設置個所が遠景となるため、ほぼ視認することができません。一方、日常的な視点場からは、発生土仮置き場の設置個所が視認できるものの、環境保全措置を実施することから、景観の変化に及ぼす影響は小さいと考えております。

主な環境保全措置として、改変区域をできる限り小さくする、仮設物の色合いへの配慮を挙げております。No. 30 の写真が日常的な視点場からの景観のイメージになります。

次に人と自然との触れ合い活動の場の検討結果になります。人と自然との触れ合い活動の場への影響として、県道 253 号（赤石岳公園線）の登山道としての影響を検討しました。利用性、快適性の変化は少なく、影響は小さいと検討しています。

主な環境保全措置として、工事に伴う改変区域をできる限り小さくするほか、No. 31 の項目のとおり環境保全措置を実施してまいります。

最後に、温室効果ガスになりますが、評価書における対象事業の予測結果に、発生土仮置き場の工事の実施による結果を加えました。発生土仮置き場の工事に伴う増加分は軽微ですが、低炭素型機械の採用等の環境保全措置を実施することにより、更なる低減が図られることを確認しました。

主な環境保全措置としては、No. 32 の項目のとおりになります。

説明は以上になります。

ありがとうございました。

全体を通して御説明いただきましたが、内容的にはボリュームがありますので、少し分けて質疑を進めてまいります。

スライドの番号でいきますと、工事概要、調査及び検討項目のところまでの 12 番ま

片谷委員長

での内容について、御質問や御意見を承ります。12番までの順番は特に定めませんので、何番のスライドについて、あるいは本編の何ページについて、という形で御発言をお願いいたします。富樫委員どうぞ。

富樫委員

工事概要で、基本的なことですが、ここで示されている計画地と候補地の違いについて御説明をいただきたいです。

事業者  
太田垣

今回は3ヶ所について計画が具体化したと申しましたが、何を以て具体化したかという点、1つは地権者の了解が得られたということ、2つは法令の許認可の見通しが立ったということ、3つは環境影響の調査と影響検討の結果が取りまとまったということ、この3つが揃ったので、具体化したとし、計画地とさせていただきます。

それ以外の箇所についても、引き続き調査、協議をしておりますが、まだこの段階に至っていないということで、候補地とさせていただきます。

富樫委員

では、候補地というところも、同等の調査はされているのでしょうか。

事業者  
太田垣

全ての候補地が同等かということはありませんが、私どもが土を置いていくという場所については同様に調査を行なっていく所存です。一方では公共事業等で活用していただける所については、それらにおける調査などに協力していくという感じです。

富樫委員

要望になりますが、調査をされているのであれば、ここに挙げてある候補地についても同じように影響評価をされているのではないかと思います。実際にこれだけの箇所が必要と考えているわけですね。

事業者  
澤田  
(JR東海)

そういう意味では、固まったところからやっていきたいという主旨でやらせていただきます。CやD、他の所もこれから工事を進めていく中で使いたいと思っております。調査はしております。ただ全て揃っておりませんし、地権者の方や、一部環境面で課題のある所がありますので、そこは使える用途が立っていませんので、用途が立ったところから、今日は検討結果の御報告をさせていただきます。これから小出しで、ということになりそうですが、きちっと固まったところを御報告させていただきたいというやり方でやらせていただきたいと思っております。

富樫委員

環境面での様々な問題があるとすれば、それも計画を決めていく大事な要素になると思います。計画が固まったものについて、こういう形で環境影響について審議をするというのは、結局決まったものについてだけ環境の議論がされるということになってしまいます。環境の議論を踏まえて決めていくというやり方で進めてほしいというのが希望です。

片谷委員長

確かにそういう側面がありますが、一方で地権者や許認可官庁の意向を重視する必要があるため、地権者が了解しないうちに、そこを使う前提で報告しなさいというのは、委員会としては言いにくいところです。要は、ここに報告していただくときに地点選定の経緯や、環境への影響についての時間的な検討経過も含めて報告いただくということだと思いますが、お願いできますか。

事業者  
澤田

その点については盛り込む予定です。

片谷委員長

できる限り途中の検討経過と、時間的な経緯も含めて今後の報告をお願いしたいと思います。富樫委員、それでよろしいですか。

富樫委員	はい。
片谷委員長	では他の御質問を承ります。中村寛志委員どうぞ。
中村寛志委員	12番の調査及び影響検討項目で、動物と植物について発生土仮置き場の設置による影響要因に計画地のEが含まれていないのですが、これはどういうことでしょうか。
片谷委員長	事業者さんお願いいたします。
事業者 太田垣	理由については、それぞれの章の冒頭に記載させていただいております、動物については本編の4-4-1-1ページの冒頭にあります。 3行目に「なお、発生土仮置き場Eについては、評価書にて変電施設の工事の実施、及び鉄道施設の存在として調査、予測及び評価しており、「資料編1-4 発生土仮置き場計画地Eの最大稼働時期の検討」に示すとおり、変電施設の工事より規模が小さく、また土地の改変も変電施設の計画地に包含される。さらに、評価書において環境保全措置及び事後調査の対象となる種については、同様の措置を講ずるものとする」ということで、今回改めては影響を検討しないと考えている次第です。
中村寛志委員	先に、仮置き場の工事が始まるわけですが、ここの境界のところで、かなり重要な種が見つかっています。この扱いはどうするのかということですが、これは次の議論の方がいいですか。
片谷委員長	そこは後ほど議論させていただきます。とりあえずここの表に入っていない理由としては、既に出ている評価書で、変電用地として予測評価されているためということですね。重要な種については後ほどということにして、他に御意見があればどうぞ
中村寛志委員	それと、資料編で抜けている部分があり、5-2 動物出現種リストが私の資料にはないのですが。
片谷委員長	これは単純に資料の脱落ですか。そうでしたら事務局で審議中にコピーして、配布いただくように対応をお願いします。こちらはしばらくお待ちください。 先に他の御質問、御意見をうかがいます。鈴木委員どうぞ。
鈴木委員	5番からの発生土仮置き場の様子ですが、これは現況の写真のような地べたにトラックで土砂を持ってきて、そのまま積み上げていくという理解でよろしいですか。
事業者 太田垣	現況は平らですが、両側に木があり、横にA断面の図がありますが、斜面の山側に腹付けをする計画です。
鈴木委員	腹付けとはどういう意味ですか。
事業者 太田垣	腹付けとは斜面に木が生えている部分だけは伐採させていただいて、土地と安定させるために段切りという、土を段々に掘って、そこに腹付けをしていくということです。
鈴木委員	土砂をそのまま地面に置くということですね。
事業者 太田垣	はい。
鈴木委員	最大盛土高が5mということですが、期間中そのままということですか。

事業者 太田垣	基本的にはそのままです。
鈴木委員	分かりました。
事業者 澤田	Aについては、発生土の持ち出しの調整に使いますので、A断面というのが最大でして、ここから一旦盛ったものを出したり、また盛ったりという繰り返しの作業があります。積み上げてそのままというよりは、運び出したり、そこにまた盛ったりの作業の繰り返しとなります。
片谷委員長	要は、水の調整池の役割を果たすということですか。持ち出す量とか、運び込む先の受け入れ容量等のためのバッファーとしてここを使うという理解でよろしいですか。
事業者 澤田	その通りです。受け入れ先の容量というよりは、運び出す車の台数の調整ということを主眼においております。
片谷委員長	鈴木委員どうぞ。
鈴木委員	8番について、こちらは道路がとても狭く見えますが、どのくらいの車が通れますか。
事業者 永田 (JR東海)	普通の大型車が通れる幅員はございます。4m程度はあります。写真は狭そうに見えますが、一台通る分には問題ありません。
事業者 太田垣	本編の騒音のところに記載がありまして、4-1-2-14 ページに車道の幅について4.2mと記載させていただいております。
片谷委員長	亀山委員どうぞ。
亀山委員	10番について、発生土の仮置きイメージがわからないのですが、Aは長期にわたって出入りがありますが、B、Eの5万m <sup>3</sup> 、15万m <sup>3</sup> はどうなるのでしょうか。出入りがなくて、全部積んでそのあと徐々に持っていくというやり方でしょうか、現場の動きにもよりますが。 また、工事をする時に土をならすために相当数のブルドーザの稼働になると思いますが、その点はいかがですか。
事業者 永田	Bについては、概ね3年程度使ったら発生土は撤去をして、元の形に戻す予定です。仮置き場の計画地Eについては、この後変電施設を作る関係があるので、場合によっては一部盛った土を利用する可能性もありますが、基本的にこの後は変電施設の造成を始めるといえる考えです。 また、仮置き場もただ盛るだけでなく、重機を使いきちんと整地を行います。
亀山委員	その時にB、Eが一方向的に溜まっていくということで、その間は外には出さないということでしょうか。
事業者 永田	基本的にはそのように考えています。
亀山委員	最終的には6、7番のB断面やC断面のような形で出来あがったものが、しばらくこのままということですか。



事業者 永田	一番盛った形はこのような形で、最後は撤去し元に戻すということになります。
亀山委員	この期間は高い盛土になりますが、表面が崩壊しないように緑化をすとか、何かされますか。
事業者 太田垣	トンネルの掘削の岩ズリで、仮置きでもあるので植栽等は考えておりませんが、5mごとに小段を設け、その小段ごとに排水の側溝を設けるなど、対策をしていきたいと思えます。
片谷委員長	小澤委員どうぞ。
小澤委員	5、6番で工事完了後の利用計画として、「土砂搬出ののち原状に回復」とありますが、Bの現状は農地とあるので、農地に回復ということによろしいですか。
事業者 永田	農地であったところは、農地に復旧という計画です。
小澤委員	水田は水田に戻すということですね。分かりました。
片谷委員長	塩田委員どうぞ。
塩田委員	11番に発生土の仮置き場の計画地への運搬車両の台数が出ています。整地する時にはバックホウやブルドーザ、タイヤローラーを使って行うと思いますが、それを1ユニットで考えた時に、最大何ユニットが同時に稼働することになりますか。
事業者 太田垣	盛土をする建設機械については、資料編の事1-2-3ページに建設機械の台数を記載してあります。ブルドーザ、タイヤローラー、バックホウの月最大台数が26台となっておりますが、基本的には一日あたり1ユニットずつとなっております。
塩田委員	これが同時に動くということですね。分かりました。
片谷委員長	他にいかがでしょうか。陸委員どうぞ。
陸委員	4番の工事概要の地図の中で、運搬に用いる車両の運行ルートというのが赤で示されていますが、非常口からの運搬ルートが記載されていないところは、ここからは土砂は出さないということによろしいですか。どのように掘り進み、土砂がどのように出て、どのようなルートで仮置き場へ出していくのかということの説明いただけますか。
事業者 太田垣	4番の図面でいう計画地Aの上に非常口が2つあり、その間はどうかということによろしいですか。この間は車両が運行します。工事ヤードという位置づけで考えており、間に川があり栈橋を通しますが、一般の方が通るのではなく私どものヤード内という考えです。
片谷委員長	要するに公道でないという意味ですね。陸委員どうぞ。
陸委員	計画地AとBの間は公道になるということですか。
事業者 太田垣	一部公道の部分があります。資料8、9番で①から村道赤石線の部分は公道になりますが、①より左側は私道です。

陸委員	では、計画地A、Bを通っている赤い線の全部が公道では無く、一部が公道ということですか。
事業者 太田垣	そういうことです。
陸委員	公道でない所も赤い線に入っていますから、ヤード内の通行ルートについても記載していただいた方が正しい評価ができるのではと思いますが、いかがでしょうか。
事業者 太田垣	承知いたしました。
片谷委員長	では、対応お願いいたします。 他に12番まではよろしいですか。最後にまとめて全体に関する御質問をお受けする時間を取りますので、一旦先に進みます。 次はスライド番号で13番から22番までの大気・騒音・振動・水質の範囲について御質問や御意見を伺います。野見山委員どうぞ。
野見山委員	15、16番の大気の検討結果について、15番の工事の実施では建設機械の稼働ということで検討していますが、ここには搬入のためのトラックは入っていますか。ここへの機材・機械の搬入、土壌の搬出・搬入に際してのトラックの分は検討結果に見積もられているのかということです。先ほどの資料編ではバックホウ、ブルドーザやタイヤローラーということで、トラックの搬入を前提としていない評価となっているように思いますがいかがでしょうか。
事業者 太田垣	一緒に評価しておらず、それぞれバラバラにやっております。
野見山委員	そうすると、18番の騒音の建設機械の稼働でも、車両が工事現場の中を運行して搬入することも並行して進むのではないかと思います、いかがでしょうか。
事業者 太田垣	建設機械の稼働と車両の運行とは基準が違います。建設機械についてはピーク時の予測になり、車両の運行については等価騒音（平均値）を使っておりますので、ピーク時の方には影響は少ないと考えて一緒ににはしていないということです。
野見山委員	同時に搬入・搬出もしていることになると、ピーク時に一定の車両が入っている可能性もある訳で、騒音にしても、大気にしても、一定の合算をして評価をすべきではないでしょうか。やや過小評価した数字になっているのではないのでしょうか。
コンサルタント 上泉 (復建エンジニアリング)	今の御質問ですが、車両と建設機械の影響を複合的に検討してほしいという御意見だと思います。太田垣課長のお話のとおり、まず比較すべき基準の中身が、道路騒音と建設機械では異なり、一体となった比較が難しいという実態があります。とはいえ、複合的な音が出てくるのではないかというお話だと思いますが、建設機械については機械が集まった形で音源設定をして予測をしておりますが、実際に工事ヤードに出入りする車両を、建設機械に極端に近い所まで持っていくケースは稀ではないかと想定されます。そういった意味で音源が重複して課題となるような状況というのは考えにくいので、先ほどの基準が異なるという点も考えて、それぞれ個々に検討させていただきました。ただ記載させていただいているとおり、車両と建設機械でそれぞれ基準値を満足しているので大幅に悪化することはないだろうと考えております。

野見山委員 おっしゃっていることは十分に理解しているつもりですが、大気質は同じ基準で議論できるはずですので、その辺を別で記載するのではなくて、足し合わせて数字が高くなるシチュエーション自体は在り得るのではないかと、それは推定の中でしっかりと記載するか、述べておくべきことではないかと思えます。

片谷委員長 関連して確認させていただきたいのですが、今回の報告には土砂を村外に排出する車両の影響というのは時期が違うから入っていないという理解でよろしいですか。

事業者  
太田垣 村外に出すものについては評価書で実施しておりますので、今回は実施しておりません。

片谷委員長 時期が重なれば野見山委員の御指摘のように足し合わせる議論も全く無視できませんが、時期が明瞭にずれているということであれば、足すということは考えなくていいと思えます。重機を運び込む車両もありますが、それも運び込んでからしか重機は動かないので、同時に動かないという理解でよろしいですか。

事業者  
太田垣 新しく仮置き場に行くことによって、本置き場に持っていくときにその分車両が増加するというのであれば、その時に改めるという考えです。

野見山委員 土砂を運び込んで、重機でならしていくというのは別のタイミングでしょうか。同時に行われるような気がするのですが。

片谷委員長 非常口から仮置き場まで持ってくる車両というのは、重機と同時に稼働するという理解でいいですね。

野見山委員 その持ち込みの車両の数字がないと思えます。

事業者  
澤田 おっしゃっていることは分かりますが、オーダーが違うという側面もあります。同時に動くこともありますが、足し合わせてもオーダーが違うという考えです。

コンサルタント  
上泉 お手元の報告書の本編の 4-1-1-17 ページに、建設機械の二酸化窒素の浮遊粒子状物質の予測結果がありますが、こちらの表 4-1-1-14(1)が二酸化窒素の予測結果で下の表が浮遊粒子状物質の予測結果となります。  
ここで、建設機械の寄与分になりますが、計算上建設機械の寄与分というのが、年の平均濃度という形で数値を算出して、それを評価の指標の値に変換をかけた上で、実際に建設機械から出ている濃度というのは、年平均値という値になります。例えば地点 01 番で 0.00323 という値になっています。  
次に工事車両ですが 4-1-1-20 ページの下表 4-1-1-20 (1) ですが、こちらは工事車両の濃度になりますが、この予測結果が「資材及び機械の運搬に用いる車両の寄与濃度」で、これが実際に車両から出てくる濃度になります。0.00023 となりますので御指摘の部分、もし仮に重ね合わせたとしても建設機械に比べて工事用車両の方が 10 倍以上濃度としては低い結果となっております。評価できるかというのはありますが、仮に足し合わせたとしても評価を間違えるほど大幅にレベルが上がるものではありません。

野見山委員 しつこいようで申し訳ないですが、車両から排出される濃度は、走行中と走りはじめに排出する量は差がないのでしょうか。それが変わらないのであれば、おっしゃるような方法でいいと思えます。

事業者  
澤田 発進する時と通常走行の時という意味ですか。あると思えますが、そこは平均的な見方をさせていただいております。

片谷委員長	自動車由来の大気環境の予測をするときは、平均車速を仮定してやるのが一般的な方法なので、それ以上の細かいことはアセスではやっていないというのが実態ですね。今説明された4-1-1-20ページにある表4-1-1-20というのは資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ですが、野見山委員が質問されたのは非常口から置き場まで車両を使って運ぶのではないかと、そして、それはどこに入っているという意味が含まれていたと思いますが、それはいかがですか。
事業者 太田垣	発生土のダンプではなくて、それ以外のものですか。
片谷委員長	発生土です。短距離ですが非常口から仮置き場までの間で、非常口から掘り出した土砂を仮置き場まで何を使って運ぶのかということです。重機ですか。
事業者 太田垣	ダンプです。
片谷委員長	それはどこに入っているのか、というのが野見山委員の御質問です。
事業者 太田垣	車両の運行の検討結果に入っております。
片谷委員長	表4-1-1-20に入っているのですか。
事業者 太田垣	入っています。
片谷委員長	分かりました。資材及び機械の運搬というのは掘り出した土砂の仮置き場までの運搬も含んでいるということですね。 先ほど桁が違うので、というお話がありましたが、それはおっしゃる通りですが、本文の中でも車両の運行の部分を加えてもほぼ等しい値であるということに触れておいていただいた方がいいかと思います。この結果を住民の方も見ていただきますよね。
事業者 太田垣	ホームページで公表しておりますし、事務所に来ていただければ御覧いただけます。
片谷委員長	それならば、車両の部分も足してもほとんど増えないということを書き加えていただいた方が、より安心していただけたらと思います。 それに関連して同じ趣旨ですが、16番に環境基準との整合が図られているということは書かれていますが、もともと大鹿村の大気汚染レベルは無いに等しい場所なので、例えば釜沢の辺りに住んでいる方から見れば、低くても現状よりはかなり高いということを懸念されます。その辺に配慮した書き方をしていただいた方がより地元の方の安心につながると思いますので、御配慮いただきたい点です。
事業者 太田垣	承知いたしました。
コンサルタント 上泉	先ほど御説明差し上げたところで、1ヶ所参照するページを間違えてお伝えしてしましまして申し訳ございません。 建設機械の寄与濃度の結果ですが、本編の4-1-1-11ページです。先ほどのものはそれにバックグラウンドを足した値なので、すこし高い値になっていますが、寄与濃度で

比較しても 0.00223 となり、車両の走行とはかなり違う結果になります。申し訳ございませんでした。訂正させてください。

片谷委員長

4-1-1-11 ページで寄与率 69%という数字を見ると住民の方は不安を感じますから、環境基準は下回っているがさらに保全措置を強化して下げるように努力する、という趣旨が住民の方に伝わるように書いていただきたいということです。

事業者  
太田垣

承知いたしました。

片谷委員長

では他の質問を承ります。  
塩田委員どうぞ

塩田委員

3つありますが、一つめは、20番の文章に間違いがあります。振動には環境基準がありませんので、環境基準という文言は外してください。騒音の文章をそのまま振動に持ち込むパターンが多いので、再度チェックされたほうが良いと思います。

二つめに、建設機械を3種類書かれていますが、工事現場で土砂を持ち込むダンプトラックは重量によって発生する騒音が違うというのは常識的なことですが、入ってきた時に既に3つの機械が動いているとしたら、ダンプから発生する音というのは大体アイドリング状態が多いと思います。それが加わって実際はそれを1ユニットとして計算して、それをベースに騒音の予測結果を出していきますが、こちらはそうならないと思います。

三つめは、本編の4-1-3-5 ページで建設機械の振動は昭和54年の資料を使っていますが、この時代に低振動型建設機械という用語はなく60年代に入ってからのものだと思います。しっかりと整合性を取られて検討された方がよいと思います。

事業者  
太田垣

一つめのスライドの表現については訂正いたします。本編については建設機械の稼働と車両の運行をそれぞれ規制基準、要請限度という言葉を使って書かせていただいております。

二つ目はダンプの積み下ろしの時の騒音を予測、評価すべきでないかという御意見ですか。

塩田委員

整地している所へダンプが入ってきた時、3つの重機のうち1つくらいは動いているとして、騒音の予測は国土交通省のユニット方式で計算をする方法と、一つ一つの音源をエネルギーベースでデシベル合成をする方法があります。どちらでやってもいいということで、今ここに書かれているのはユニットの計算だと大変なので、一つ一つの音源で計算されたということだと思います。そこに音源としてのダンプトラックが入っていないのは、先ほど野見山委員が言われたのと同じように、過小評価になる可能性があります。答えとしては、デシベル合成しているもので基準を下回っているからいいのではないかという説明になりかねないと思いますが。

コンサルタント  
上泉

御指摘ありがとうございます。おっしゃられているとおりではございますが、パワーレベルの設定が建設機械と工事車両の場合で異なり、建設機械は $L_5$ での評価をするために、パワーレベル自体も $L_5$ のパワーレベルを用いることになっています。基準点振動レベルとして実際に建設現場での調査の事例ということでこの図書を参考にさせていただき、またこれよりいいと思ったものがなかったということもあります。工事用車両になりますとASJモデルなどに入っているパワーレベルというのは、どちらかという等価騒音レベルを予測するためのパワーレベルだと思っておりますので、予測をするためにどう処理するかという問題が1点です。後は、車は道路交通の環境基準がありますので、それとの比較をして問題ないと整理をしておけば、建設機械を重ねても若干増減が

出てくるかもしれませんが、建設機械と道路交通の騒音、振動では、明らかに前者の方が高いですので、その建設機械の騒音、振動の方の予測結果を大幅に変える必要はないと考えています。

もう一つ、実際の音の出方として、工事現場で動いている建設機械の直近まで車が来るケースがあるかというのは、ケースバイケースになります。どこに置くかは、事業者の方で検討していただくことにはなりますが、今おっしゃられた懸念があるならば車で土砂を持ってきた時に、建設機械から離れた位置に土砂を置くという工事計画の立て方もあると思いますので、御指摘の部分も含めて今後の工事計画を立てる中で、事業者さんの方で参考にさせていただけたらと思います。

塩田委員

分かりました。もう一つ、資料編で振動の値として1桁の値や10や20など出てきますが、実際は騒音計も振動計も使っていない時の電源周波数のレベルを計ると20、25dBとなります。これは振動を測っているのではなく、電源周波数を計っているの、表現の仕方を注意した方がいいかと思います。読んだ方から「違うのではないか」と指摘された時に言い訳するようになってしまうので、なるべくそうならないようにしていただければいいと思います。

コンサルタント  
上泉

御指摘ありがとうございます。定量下限値のお話だと思いますが、確かに御指摘のとおり資料編の方は振動のピックアップの定量下限値を下回った値を記載しておりまして、それに対する注意書きがないのでそこはアドバイスいただいたことを踏まえて検討させていただきます。本編については今回の振動の定量下限値が25dBということなので、それ未満の値になっていますということは添えてあります。資料編の方については申し訳ございませんでした。

片谷委員長

注釈を加えるなり何らかの対処をお願いいたします。  
鈴木委員どうぞ

鈴木委員

先ほどお聞きした件と関係しますが、22番の水質の検討結果について、盛土したところに排水溝を設けるというお話でしたが、排水溝から出てくる濁水についても装置で処理するという理解でよろしいですか。

事業者  
太田垣

今回は仮置き場ですので、濁水処理の措置としては簡易になりますが、泥を沈砂させるようなものを計画しております。

鈴木委員

では、濁ったまま川に流れる可能性もあるということですか。

事業者  
太田垣

濁らないようにやっていきたいと思っておりますし、きちんとモニタリングしてまいります。

鈴木委員

分かりました。また、地べたの上にそのまま土を載せるということでしたので、表面を流れて側溝に流れればいいのですが、ここは不透水層の地表面ではないので地下に浸透する可能性もあります。その影響というのはどこかで評価されていますか。出てくる土というのはトンネルの中ですから、表面の土とは全く違う土で、どんなものが出てくるのか、それが浸透して土の中で吸着するとか、ある成分についてはそのまま地下を通過して河川に出るといった可能性も考えられると思いますが、それについてはどうされますか。

事業者  
太田垣

今回の影響検討には記載してないのですが、評価書の土壌汚染の項目では、発生土の中に重金属が含まれる場合には仮設のヤードで管理して、排水の管理を適切にやっておりますと書いてあります。

今後、仮置き場についても、具体的な環境保全計画書を作成する際には、要対策土を置いた場合の環境保全措置についても説明をする予定です。具体的には下はアスファルト舗装をして浸透しないようにし、上にはカバーをし、排水の管理は外から水が入ってこないような管理を考えております。

鈴木委員

最後に確認ですが、下流の方で水質のモニタリングはされますか。

事業者  
太田垣

行います。仮置き場についても行います。

片谷委員長

よろしいでしょうか。では、次は23ページから32ページに進みます。  
富樫委員どうぞ

富樫委員

土地の安定性の部分で簡単に結果が示されています。本編を見るとそれぞれに代表断面が図示されていますが、実際に資料編に載っているのはA断面だけで、B、C断面はここで検討したと書いてはありますが、その断面図も載っていないのは理由があるのですか。

事業者  
太田垣

B、Eについては、盛土の標準法面勾配で盛っていくということで、断面は省略させていただきました。

富樫委員

実際は新たに盛り上げる土の高さがAは5m、Bは10m、Eは15mという高さですから、予定される盛土がどんなものなのかは断面で示していただかないと、一般の方は想像できないと思います。

事業者  
太田垣

承知いたしました。

富樫委員

もう一つ、A断面で地震時のみの安定性を計算されて資料編環4-1-2ページに記載がありますが、沢の中に盛り立てるものですので、洪水時にここでどんな状況が起きるのかというリスクに関しては書いていませんが、どのようにお考えですか。

事業者  
太田垣

まず検討のケースについては、資料編環4-1-2ページに検討したケースは掲げてございます。何に基づいて検討したかという点、こちらは砂防指定地になりますので、砂防管理者とどんな断面であればいいかという協議をしながら決めてまいりました。長野県の技術基準においては道路土工の盛土工指針によりなさいということで、検討しております。

河川については、河川区域から離れていてかなり高い場所ですので、河川についての影響はないと考えております。

富樫委員

「考えております」ということですが、それが分かるように示されて初めて住民の方は納得するので、今示されている場所の地形図を見ても、それが沢からどのくらい比高があるのかなどの情報がなく、この記載ではその辺りの心配が拭えません。

事業者  
太田垣

その辺の記載を追記するようにいたします。

富樫委員

いくつかありますが、砂防指定地内での盛土ということで協議されているということですが、砂防指定地の中での工事ですので、場所についても住民の方の心配な点になっていると思います。協議の内容や、砂防指定地であるがこんな理由でこの計画は大丈夫

だという説明をして、初めて納得していただけると思うので、そういう説明を丁寧にしていただいた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

事業者  
澤田

おっしゃることは分かりますが、きちんと法律を守ってやっていますということを書きなさいということだと私は理解しましたが、聞かれればきちんと説明しますが、砂防指定地内でやっていいのか、悪いのかということを書くことはどうか、と思いますがいかがでしょうか。

富樫委員

やっていいか悪いかを書くのではなくて、そういう場所であるからこれだけのことを検討して、この内容で計画をしています、という説明です。

事業者  
澤田

それは砂防の行政から許可を得てやっていますということになるのですが、そういう書き方になるのでしょうか。

片谷委員長

アセス図書、もしくはアセス手続きに付随するような報告書類にそれを書くかどうかというのを義務付ける規定はありません。関連する法規を遵守しながら進めることは事業全体のポリシーなので、そのポリシーをアセス図書や提出資料とは別の場所書いてあるから、全てカバーしていますということであるならばそれは事業者の判断としていいとは思いますが。富樫委員の御意見も参考にしながら御対応お願いいたします。

事業者  
澤田

分かりました。関係の法令などを守ってやっているということが分かるような書き方を考えます。

富樫委員

もう1点ですが、資料編の環4-1-2ページに設計時に用いた土質定数が表になっていますが、河床堆積物も崖錐堆積物も低位段丘堆積物も、定数としては同じ値が使われています。それぞれ地質が違いますので、性状も違うと思いますが、現地の土で試験をされているのでしょうか。

事業者  
太田垣

現地でボーリングをやっておりますので、その結果を踏まえて計算しております。

富樫委員

崖錐堆積物も段丘堆積物も河床堆積物も同じものですか。

事業者  
太田垣

こちらは少し確認させていただきます。

富樫委員

確認していただきたいと思えます。  
また、盛土（トンネルズリ）というものもありますが、いつどこで行われた工事の盛土で、どういうものなのかということも、基本的な資料になるものなのでお示しいただくようお願いいたします、

事業者  
太田垣

承知いたしました。

片谷委員長

では後日ご回答をいただくようお願いいたします。  
他にありますか。中村寛志委員お願いいたします。

中村寛志委員

26番で動物・植物・生態系ではあまり影響がないとっていましたが、オオムラサキについて、本編でハビタット分析をして生態系の評価をしっかりとされていると思いましたが。4-4-3-30で、オオムラサキのハビタット図を書いています。これは落葉広葉樹全



部を取り上げたのですか。4-4-3-28 ページの表にありますように、エノキとエゾエノキ等だけを記載したものでですか。また、カエデ類も含む落葉広葉樹林を生息可能エリアとしたとありますが、どれを捉えたものかあいまいです。

また、その結果が 4-4-3-35 ページでオオムラサキの評価をしています。このようにしていただくとはっきり評価できていいと思います。この移動経路ですが、生息地を分断しないからとありますが、この生息地というのはどのような定義ですか。生息地は実際にエノキの生えているところがメインの生息地となっていますが、そこをポイントとして押さえていて、そこを分断しないという評価をしているのか、まずこの2点をお聞きしたいと思います。

コンサルタント  
武田  
(復建エンジニアリング)

最初の落葉広葉樹林という凡例の問題ですが、エノキの分布を細かくおさえるというのはありません。この辺り一帯にエノキは普通種であるという事実は植生調査で確認しております。どこにエノキが含まれるかというのは、群落調査を行なっておりますのである程度は記録で読み取れますが、ここには絶対には言えないので、落葉広葉樹林に含まれるとざっくりと困っているのが現状です。実態としてここは急傾斜地ですので、斜面にエノキが多いであろうことは想定できますが、その辺の線引きはできないので、ざっくりとした絵になっております。両方の御質問に対して、まとめたような回答になってしまいましたが、これでよろしいでしょうか。

中村寛志委員

Eの変電施設のところは状況を把握していますが、盛土をする斜面のところがオオムラサキの発生地となります。断面を見ると、断面の右側に等高線が引いてある所と、少し平らな所がありますが、オオムラサキの発生地のエノキまで工事が入るのかということです。どこまでが工事エリアになるのか、回答をお願いします。

事業者  
太田垣

評価書の段階で調査を行なっておりますし、この辺の斜面にどんな希少種がいるかというの把握しています。今回なぜ評価から外したのかといいますと、今回の工事では土地の改変を行わないということで、今、土地利用されている部分だけを盛土をするため今回はやっていません。この後、変電施設の工事を行うときは、どこまで改変するかというのは、生息地、生育地をどのくらい避けるのかというのを検討しつつ、計画する予定ですし、その時には環境保全計画で御説明したいと考えております。

変電施設の時には敷地面積が必要になるので、ある程度造成をする予定ではありますが、具体的な計画は重要な希少種の位置も踏まえて計画したいという考えです。

中村寛志委員

確認ですが、現時点では議論している場所は改変しないということですか。

事業者  
太田垣

現時点では改変しません。

中村寛志委員

変電施設ができるかどうかは、これから検討ということですね。

事業者  
太田垣

できる限り回避する方向で検討します。

中村寛志委員

4-4-3-35 の検討ですが、オオムラサキのところで、工事の実施で発生土仮置き場の設置を含むという、この影響はいいですが、鉄道施設の存在でも影響ないとありますがこれはどういうことですか。

事業者  
太田垣

評価書の時の御説明になりますが、影響がないと説明する根拠の中には、できる限り回避する、もしくは保全措置をとるということを前提に記載しております。基本的には評価書と同じ表現となっています。

中村寛志委員	森林のエッジが生物多様性で重要なところなので、それを回避するかしないかまだ分からない時点でこのように書くのは、少しどうかと思います。
片谷委員長	確実に回避措置をしていただくということですね。希少種が生息しているところの改変を避けるように計画を作っていただくということが一番求められていることです。注目の種が固まっている場所なので、何としても回避していただかないといけないということですが、いかがですか。
事業者 太田垣	変電施設の計画はこれからやっていくところですが、できる限りヤードの面積を小さくするという検討は続けていきたいと思っておりますし、改変する場所についても斜面の中には植林した場所などいろいろな所がありまして、なるべく人の手が入ったところを中心に検討していきたいと思っております。
事業者 澤田	今のオオムラサキの話ではなくて、この近辺で重要な希少種が確認されているところもありますが、重要なものだというのは理解しておりますし、変電所の場所は完全に外す計画をしております。
片谷委員長	是非その方向でお願いします。 他の御質問を承ります。佐藤委員どうぞ
佐藤委員	仮置き場は何年くらいの予定か、ここが本置き場になる可能性があるのかどうかですが。
片谷委員長	それはNo.10にあります。
佐藤委員	この後の本置き場の見当はついていないということですか。
事業者 永田	本置き場について、現在候補地はありますが地元と協議中です。正式決定したものではありません。
佐藤委員	本置き場の時にまた新たに土地を使い、移動を伴いますね。また更に環境改変が広がるというのが前提でしょうか。
事業者 太田垣	候補地はいくつかあり検討中でございます。仮置きをすることによって、余計に建設機械の稼働があるとか、運搬などが増えるのではないかとということですが、一方では発生集中交通量が平準化するということもありますので、今回この場に仮置きを設けることはベストの選択だと思っております。
佐藤委員	その説明はどこかに入っていますか。
事業者 太田垣	本置き場について、今回は入れてありません。 決定した後、環境影響評価を行い御報告する予定です。
佐藤委員	仮置き場作戦が最もいいと考えた理由をどこかに示した方が、皆さん理解しやすいと思います。
事業者 澤田	スライドの3番にもありますが、本編の第1章の本書の概要にストックヤードを使っ てということで載っています。
佐藤委員	これを読めばいいですね、分かりました。

	<p>また、植物について立派なリストを作っていただきましたが、リストの出典がどこのか、種名の記載を含めて知りたいのですが。</p>
事業者 太田垣	<p>文献調査ということだと、資料編の環 6-1-1 ページから植物の文献調査結果がありまして、環 6-1-26 ページの表の下の注記のところに文献ナンバーが記載されています。それに対応する番号が表の縦の列になります。</p>
佐藤委員	<p>名前として使っていか微妙な植物があるのですが、その辺の取捨選択というのは難しいですか。例えば本編 4-4-2-10 ページの 62 番の「ゴテンバイノデ」というのがどういふものなのかピンとこないで、誰がどこで書いたものなのか辿りたいと思ったので気になりました。</p>
コンサルタント 武田	<p>和名については、資料編の環 6-1-26 ページの注 1 ですね、少し古いものですが、環境省の植物目録 1987 があるので、現状としてはこれにならった和名を使っています。</p>
佐藤委員	<p>分かりました。</p>
コンサルタント 武田	<p>現在の最新の和名とは多少ずれている部分があるとは思いますが。</p>
佐藤委員	<p>ずれていてもいいのですが、どの文献にそのことについて書いてあるか、分かればということです。</p>
コンサルタント 武田	<p>それは資料編 6-1-1 で分かると思います。</p>
片谷委員長	<p>文献ナンバー欄に丸がついている文献に記載されているということですね。</p>
佐藤委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
片谷委員長	<p>大窪委員どうぞ。</p>
大窪委員	<p>動植物についての調査期間ですが、本編の 4-4-1-7~4-4-1-10 ページまで、今回の報告書は発生土の仮置き場の計画地の A、B、E についての報告ですが、ここの表に示されている動物についての調査期間は他の場所での調査の日時も入っているのか、このみなのか、動植物の調査の場合は、調査の頻度によって結果の精度が左右されるので、調査の期間が示されているかどうか確認したいのでお願いします。</p>
事業者 太田垣	<p>説明不足の点があったかもしれませんが、4-4-1-10 ページに調査結果を書かせていただきました。そのなお書きのところに、現地調査の結果について、評価書及び確認調査の結果も包含しているとして書いておりました。評価書の時に調査を行ない、その後釜沢地区について三日月の不足している部分がありましたので、それを確認調査で追加しました。今回は発生土置き場 B について足りない部分がありましたので、新たに調査をしており、3段階に行っている状況です。ですので、調査実施日についても 3 回分の調査を並べている状況です。</p> <p>一方、他地区の調査日も入っているかどうかといいますと、評価書の時の調査日については入っているところはございます。</p>
大窪委員	<p>どの調査の結果でも調査の精度はどうか、その結果でデータを見るので、他のところで調査した期日も入っているのは丁寧な説明が必要だと思います。特に動物について</p>

は、調査精度によって結果が左右されますので、関係ないところでやった日時は記載しない方がいいと思います。

片谷委員長

例えば4-4-1-7 ページにある調査期間の表ですが、平成24年から27年までありますが、評価書時点での調査期間など注釈を付けるようなことはできませんか。それがあれば、大窪委員の懸念は部分的には解消されますか。

大窪委員

この報告書を読んでいた時に、仮置き場A、B、Eについての結果だと思って読んでいたら、すごいデータが示されているので、こんなに調査をしたのかと驚きました。読んでいるうちに評価書のデータだと書いてありますし、理解はできましたが、仮置き場の報告書として読めるような形で表現していただきたいと思います。

片谷委員長

少なくとも3種類の調査が入っていますね。

事業者  
太田垣

調査の実施日を記載の中で説明することはできます。

片谷委員長

評価書作成時とその後の追加調査と今回の調査とが分かるような表を作っていただくようお願いしたいと思います。

事業者  
太田垣

分かりました。

大窪委員

もう1点ですが、盛土の処理について、植物についての環境保全措置の中で、外来種の拡大抑制というのは項目立てをきちんとしていただいています。今回は盛土を長年にわたって管理し、その中で整地をするという管理方針も示していただきましたが、時間がたてば外来種もどんどん入りますし、外来種だけではなく樹林化していくという問題も生じます。盛土を長年にわたりどう管理するか、どのような検討をいただいているのか教えてください。

事業者  
太田垣

終わった後の保管の間の対応については、また今後環境保全計画を出す時に検討いたします。

大窪委員

よろしく申し上げます。

片谷委員長

先ほど雨水対策で、シートというお話もありましたから、そういうのも外来種予防には貢献しますね。それはまた後日別途その計画を出していただくということで、お願いします。

大窪委員

外来種だけではなく、長期に置いておくと植生遷移が進行して樹林化します。植生が発達すると、豪雨時に土石流として流れた場合に危険が生じるので、その点も考慮して検討していただきたいです。

片谷委員長

短いところで3年なので成木にはなりません。植物は成長が速いので、積んでいる間に影響が出ないような配慮というのを計画に盛り込んでいただきたいという御指摘です。対応をお願いいたします。

他はいかがですが。陸委員どうぞ。

陸委員

人触れについて、準備書では大西公園だけで他の登山道等が入ってなかったものを、今回、県道253号線の約5.7kmの区間を入れていただいたという点は良かったのですが、

本編 4-5-2-6 ページの検討の基本的な手法で、b) 利用性の変化②主要な人と自然との触れ合い活動の場への到達時間、距離の変化というのがあります。県道については主要な場への到達時間、距離の変化というのはどうやって調査をされたのか、お聞きします。

事業者  
太田垣

今回の検討結果について、表 4-5-2-3 に書かせていただいています。予測の基本的な手法として、今回の検討結果としては利用性の変化のみを検討結果としています。

片谷委員長

工事用車両が頻繁に通っていると渡るのに待たないといけないから時間が延びますが、そういうことがあまり起こらない、という検討結果になったと私は解釈しましたが、いかがですか。

事業者  
太田垣

おっしゃるとおりです。

片谷委員長

陸委員いかがですか。

陸委員

特に時間を計ったり、距離を測ったりということはしていないということですか。

事業者  
太田垣

しておりません。

陸委員

これだと、距離と時間を計ってその変化を数値として把握したという書き方ですので、実際にやった調査の手法を正確に書いていただいた方がいいかと思います。

事業者  
太田垣

承知いたしました。

片谷委員長

対応をお願いいたします。  
亀山委員どうぞ。

亀山委員

景観の部分ですが、パワーポイントの 29 番に景観の検討結果とありますが、主要な眺望景観及びに日常的な視点場からの景観の変化の中で、「日常的な視点場からは発生土仮置き場の設置個所が視認できるものの、環境保全措置を実施することから、景観の変化に及ぼす影響は小さいと考えられる」とあり、主な環境保全措置としては、工事に伴う改変区域をできる限り小さくする、仮設物の色合いへの配慮とあります。ここは集落から良く見える場所です。今までは道路上を工事用車両が走る話はありませんでしたが、とても良く見える場所が工事をする箇所になるのは今回初めてだろうと思います。良く見える場所であることが分かるような大縮尺の地図を付けていただくと、周りがどうなっているか分かると思います。周辺にどのくらいの人が住んでいるかということと、その真ん中で行われるということが分かったほうが良いと思います。

その上で、環境保全措置で工事に伴う改変区域をできる限り小さくするといっても、これは最初から盛土する量も場所の大きさも決まっています、あまり現実的ではないと思います。仮設物の色合いへの配慮については、仮設物が何なのか分かりませんし、その色合いへの配慮というのもどう配慮されるのか分かりません。この表現ですと、読んだ限りでは影響が小さいと感じますが、この場所で行われることを考えるとかなり大きなインパクトがあります。騒音でも、音源が見えるか見えないかというのは心理的には大きくて、見えるところでブルドーザが動き回ると相当インパクトが大きいということもあろうかと思っています。少しここは分かりやすくしておいたほうが良いかと思っています。

事業者 太田垣	<p>視点場のどこから見たのかというのを、もう少し分かりやすく、その場所を示すようにします。</p> <p>仮置き場の仮設物ですが、中に人が入ると困るものですから、工事用の仮囲いをイメージしています。黄色と黒の虎縞というよりは、目立たないような色で配慮をできればという意味で入れてあります。</p>
片谷委員長	<p>上から見ているので、土にシートを被せたりするときは派手なブルーシートでなく、穏やかな色にしていただくとか、工夫できるところはありますので、なるべく風景に溶け込むような色彩を御検討いただきたいと思います。地図については、大きい縮尺の地図を入れていただくようにお願いします。</p> <p>佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>くどいようですが、10番の仮置き期間について、目安として1、2年とありますが、2、3年か3、4年と書いたほうが良いように思います。</p>
事業者 太田垣	<p>最新のものに合わせて表現するようにいたします。</p>
片谷委員長	<p>想像では、仮置き場を作る作業から始めるので、あるいは仮置きした土を撤去するのも1日では終わらないので、そのための期間も含まれているのだらうと、私は解釈しました。いずれにしてもその辺が分かるように説明を足していただくといいと思います。</p> <p>ひととおり伺いましたが、他に質問があれば承ります。</p> <p>特に無ければ、この後の追加の質問等については、メールで10日間以内に事務局へお送りください。</p> <p>では、議事2のその他ですが、事務局からお願いします。</p>
事務局 仙波	<p>事務局の仙波でございます。</p> <p>議事2のその他については、今後の審議予定のみです。今後の審議予定ですが、第6回技術委員会を10月21日(金)の午後に県庁議会棟第1特別会議室で開催し、先月現地を御確認いただいた飛騨信濃直流幹線新設工事事業の準備書について御審議を予定しております。開催通知については後日送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく御願い申し上げます。準備書の冊子については近日中に郵送させていただきます。</p> <p>また、今ほど委員長からお話があったとおり、大鹿村内発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について御意見等がありましたら、9月26日(月)までに事務局あてお寄せくださるようお願いいたします。本日の会議及び追加でいただいた御意見については、これまでの水資源の事後調査の計画等の際と同様に、県からの助言としてとりまとめ事業者へ通知し、助言に対する対応を報告いただく予定です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
片谷委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様から御質問等ありますか。</p> <p>特になければ、事業者の皆様ありがとうございました。</p> <p>実はせっかくおいでいただいているので、澤田さんをお願いしておきたいのですが、準備書までの審議の時は奥田さんが担当されていて、その後太田垣さんになられたのですが、人事異動による話の食い違い等が起こらないような配慮を是非お願いしたいと思っています。もちろん私たちが人事に口出しはできませんが、異動に伴う引継ぎ等の正確性には配慮いただきたいと思っています。これだけ長期の事業ですので、是非お願いしたいと思っています。</p>

事業者  
澤田

私の力でどうにもなる話ではないとは思いますが、それは私にずっとやれということ  
かもしれませんが、その意見は会社の幹部にきちっと伝えます。

片谷委員長

是非よろしく願います。  
では、事務局にお返しいたします。

事務局  
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。  
ありがとうございました。